

県北広域振興局長告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年8月11日

県北広域振興局長 高橋 信

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0363190000	医療法人南六会	ねんりん軽米訪問看護 ステーション	九戸郡軽米町大字上館第 15地割字岩崎115番地1	平成27年8月31日